

令和 8 年 4 月

保護者各位

田原本町教育委員会事務局
教 育 総 務 課

ラーケーション制度の導入について（お知らせ）

日頃より本町の教育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本町では、児童生徒が保護者とともに家庭や地域における学習活動を通じて学びを深めることを目的として、ラーケーション制度を導入することといたしました。

ラーケーションとは、保護者の申請に基づき、平日に学校に登校せず、家庭や地域での学習活動等を行うことを認める制度です。本制度の概要は下記のとおりです。

記

1 対象

田原本町内小中学校に在籍する児童生徒

2 実施内容

保護者の責任のもと、自然体験、博物館等の見学、ボランティア活動、調べ学習及びレポート作成など、対象児童生徒にとって有意義な学習につながる活動を行っていただきます。

3 取得可能日数

年間5日以内

4 申請方法

事前に所定の申請書を学校へ提出してください。（原則として取得する7日前までに申請）

※申請書は別紙を印刷していただくか、もしくは各学校へお問合せください。

5 その他

- (1) ラーケーションの日数は「欠席扱い」とはなりません。
- (2) 取得ができない日がありますので、別紙要領にてご確認ください（式典、定期テスト、学校行事等）。
- (3) 安全管理については、保護者の責任において十分ご配慮ください。
- (4) 取得した場合の学校での当該日の学習内容については、各家庭での自学自習で補完いただきます。
- (5) 制度の詳細は別紙「田原本町立小中学校ラーケーション制度実施要領」をご確認ください。

担 当：	田原本町教育委員会事務局 教育総務課
E-mail：	kyoiku@town.tawaramoto.nara.jp
T E L：	0744-34-2074
F A X：	0744-32-2977

○田原本町立小中学校ラーケーション制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、田原本町立小中学校において、平日（田原本町立学校の管理運営に関する規則（昭和37年田原本町教育委員会規則第2号）の第3条第1項に定める「休業日」以外の日という。）に、田原本町立小中学校に在籍する児童生徒が保護者と共に自主的に校外で学習活動に取り組むことを推進し、当該活動に取り組むために登校しない日（以下「ラーケーション」という。）については、欠席の取扱いとしないこととする制度（以下「ラーケーション制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 ラーケーション制度の対象となる者（以下「対象児童生徒」という。）は、田原本町立小中学校に在籍する、全ての児童生徒とする。

(取得単位及び取得可能日数)

第3条 ラーケーションは、一の年度につき、最大5日の取得を可能とする。

2 ラーケーションの取得単位は1日単位とし、連続取得も可能とする。

(取得不可日)

第4条 次に掲げる日は、ラーケーションを取得することができない。

- (1) 第1学期の始業式の日から4月末日までの各日
- (2) 始業式、終業式、修了式、入学式及び卒業式（予行を含む）が行われる日
- (3) 全国学力・学習状況調査及び学力診断テストが行われる日並びに定期考査期間の初日の7日前から当該期間の末日までの各日
- (4) 校外学習が行われる日並びに修学旅行及び野外活動が行われる期間の各日（これらの行事が予備日に行われる場合は、その予備日も含む。）
- (5) 運動会及び体育大会（学年練習及び全体練習実施期間の各日を含む。）、文化祭、合唱コンクール、マラソン大会並びにスポーツテストが行われる日（これらの行事が予備日に行われる場合は、その予備日も含む。）
- (6) 進路説明会及び入学説明会が行われる日並びに職場体験が行われる期間の各日
- (7) 学習参観が行われる日
- (8) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第13条第1項の健康診断が行われる日

(9) その他ラーケーションを取得することができない日として田原本町立小中学校の校長が別に定める日

(届出手続)

第5条 対象児童生徒の保護者は、ラーケーションを取得しようとするときは、ラーケーションを取得する日の7日前までに、ラーケーション取得届出書（第1号様式）を対象児童生徒が在籍する学校の校長（以下「校長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、対象児童生徒の保護者は、電子申請その他校長が指定する手段により提出することができる。

(届出変更手続)

第6条 対象児童生徒の保護者は、前条の規定により届け出た内容を変更又は取消をしようとするときは、当該日の前日までに、ラーケーション取消・変更届出書（第2号様式）を校長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、対象児童生徒の保護者は、電子申請その他校長が指定する手段により提出することができる。

(推奨する活動)

第7条 ラーケーション制度においては、保護者と共に次の活動を行うことを推奨する。

- (1) 地域探訪及び自然体験
- (2) 博物館及び美術館等の見学
- (3) 地域行事参加及びボランティア活動
- (4) 調べ学習及びレポート作成
- (5) その他対象児童生徒にとって有意義な学習に繋がる活動

(学校における取扱い)

第8条 取得したラーケーションの日数は、出席簿、指導要録及び調査書の出席停止・忌引等と同様の扱いとして取り扱うものとし、出席簿、指導要録及び調査書の該当欄に記録する。

(その他)

第9条 ラーケーションを取得した場合であっても、当該日における学校給食費その他の費用は還付しない。

2 ラーケーションを取得した場合における学校での当該日の学習内容については、各家庭での自学自習で補完するものとする。

3 ラーケーションを取得した場合における当該日の事故等については、各学校で加入している保険の適応の対象外とする。

4 過去の活動に関して、ラーケーション制度を遡って適用することはできない。

第10条 教職員は、ラーケーションを取得するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

ラーケーション取得届出書

年 月 日

田原本町立

学校長 様

保護者氏名

次のとおりラーケーションを取得したいので、田原本町立小中学校ラーケーション制度実施要領の第5条第1項の規定により届け出ます。

対象となる児童生徒 (学年・組・氏名)	年 組	氏名
学ぶ日 (ラーケーション取得日)	年 月 日 () から	計 日
	年 月 日 () まで	
学ぶ場所		
学ぶこと		
すでに取得した日数 (上限5日)	日	

※下

記の内容を確認の上、同意のためのチェックを入れてください。

(全ての項目に同意いただいた場合のみ、取得が認められます。)

☐	ラーケーションを取得したいので、 ラーケーションを取得する日の7日前まで に、この届出書に必要事項を記入し、学級担任を通じて学校長へ提出します。
☐	ラーケーションは、年度ごとに最大 5日 取得することができ、取得単位は1日、連続して取得できることを理解しています。
☐	児童生徒が保護者と一緒に自主的に校外で学習活動に取り組みます。
☐	ラーケーションを取得した日に係る学校給食費、その他の費用の還付がないことに同意します。
☐	ラーケーションを取得した日の学校の学習内容については、家庭での自学自習で補完することに同意します。
☐	ラーケーションを取得した日の事故等については、学校で加入している保険の適用の対象外となることに同意します。
☐	学校の教育活動のため、ラーケーションを取得できない日・期間があり、希望通りにならない場合があることを理解しています。

第2号様式（第6条関係）

ラーケーション取消・変更届出書

年 月 日

田原本町立

学校長 様

保護者氏名

次のとおりラーケーション取得の取消・変更をしたいので、田原本町立小中学校ラーケーション
制度実施要領の第6条第1項の規定により届け出ます。

対象となる児童生徒 (学年・組・氏名)		年 組	氏名	
取得予定日 (取消・変更前)		年 月 日 () から		計 日
		年 月 日 () まで		
取得の取消・変更 ※右欄に○印		取消 ・ 変更		
※変更の 場合のみ 記入	変更後 取得予定日	年 月 日 () から		計 日
		年 月 日 () まで		
	学ぶ場所 (施設名など)			
	学ぶ内容			